幼児期は、心身の成長発達と共に味覚や食習慣の基礎が培われる重要な時期です。 幼稚園、保育所等へ指導者派遣や子ども用調理器具の貸出等を行うことで、 健全な食生活や食文化の伝承、保護者への波及効果による家庭での食育の促進を図ります。

幼稚園・保育所・ 認定こども園 が対象

食育KIDS応援事業

支援対象

• 府内公立 • 私立の幼稚園 • 保育所など

支援内容

- (1) 園児等を対象とした食育活動(講演、調理実習等体験)にかかる経費 <対象活動>
 - ① 地域の食文化、日本型食生活実践に関する講演、体験
 - ② 食品ロス削減に関する講演、体験
 - ③ 「きょうと食いく先生」による講演、体験(栄養バランスのとれた健全な食生活、 農林漁業体験や食文化の保護・継承に関する内容等)

<対象経費>

- 講師の報償費及び旅費、講師補助者の旅費
 - ※ 調理に係る食材費、調理器材・機械の購入費等は支援対象外です。
- ※ 支援上限は、原則6万円まで

(2) 子ども用調理器具の貸出(利用料、郵送料無料)

- ① こども用包丁(セラミック製)
- ② こども用まな板
- ③ まな板すべり止めシート
- ④ こども用セラミックピーラー
- ⑤ セラミックスライサー
- ⑥ フライパン (20cm)
- ⑦ フライパン (26cm)
- ⑧ 卵焼き器
- 9 型抜きセット
- ⑩ セラミックキッチンばさみ
- ① セラミックおろし器



京セラ株式会社様から御提供いただいております

申請方法

- (1) 食育活動にかかる経費の場合は申請書を、
- (2) 調理器具の貸出の場合は申請書と調理器具借用願を下記宛先までご提出ください。
- ※(1)、(2)は、併用可能です。



【問い合わせ先】 京都府農林水産部農政課 食の安全・食育係 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL: 075-414-5654/5652 FAX: 075-432-6866